3. 不正アクセス禁止法

(定義)

- 第二条 この法律において「アクセス管理者」とは、電気通信回線に接続している電子計算機(以下「特定電子計算機」という。)の利用(当該電気通信回線を通じて行うものに限る。以下「特定利用」という。)につき当該特定電子計算機の動作を管理する者をいう。
 - この法律において「識別符号」とは、特定電子計算機の特定利用をすることについて当該特定利用に係るアクセス管理者の許諾を得た者(以下「利用権者」という。)及び当該アクセス管理者(以下この項において「利用権者等」という。)に、当該アクセス管理者において当該利用権者等を他の利用権者等と区別して識別することができるように付される符号であって、次のいずれかに該当するもの又は次のいずれかに該当する符号とその他の符号を組み合わせたものをいう。
- 一 当該アクセス管理者によってその内容をみだりに第三者に知らせてはならないものとされている符号
- 二 当該利用権者等の身体の全部若しくは一部の影像又は音声を用いて当該アクセス管理者が定める方法により 作成される符号
- 三 当該利用権者等の署名を用いて当該アクセス管理者が定める方法により作成される符号
- 3 この法律において「アクセス制御機能」とは、特定電子計算機の特定利用を自動的に制御するために当該特定利用に係るアクセス管理者によって当該特定電子計算機又は当該特定電子計算機に電気通信回線を介して接続された他の特定電子計算機に付加されている機能であって、当該特定利用をしようとする者により当該機能を有する特定電子計算機に入力された符号が当該特定利用に係る識別符号(識別符号を用いて当該アクセス管理者の定める方法により作成される符号と当該識別符号の一部を組み合わせた符号を含む。次項第一号及び第二号において同じ。)であることを確認して、当該特定利用の制限の全部又は一部を解除するものをいう。
- 4 この法律において「不正アクセス行為」とは、次の各号のいずれかに該当する行為をいう。
- 一 アクセス制御機能を有する特定電子計算機に電気通信回線を通じて当該アクセス制御機能に係る他人の識別 符号を入力して当該特定電子計算機を作動させ、当該アクセス制御機能により制限されている特定利用をし得 る状態にさせる行為(当該アクセス制御機能を付加したアクセス管理者がするもの及び当該アクセス管理者又 は当該識別符号に係る利用権者の承諾を得てするものを除く。)
- 二 アクセス制御機能を有する特定電子計算機に電気通信回線を通じて当該アクセス制御機能による特定利用の 制限を免れることができる情報 (識別符号であるものを除く。) 又は指令を入力して当該特定電子計算機を作 動させ、その制限されている特定利用をし得る状態にさせる行為 (当該アクセス制御機能を付加したアクセス 管理者がするもの及び当該アクセス管理者の承諾を得てするものを除く。次号において同じ。)
- 三 電気通信回線を介して接続された他の特定電子計算機が有するアクセス制御機能によりその特定利用を制限 されている特定電子計算機に電気通信回線を通じてその制限を免れることができる情報又は指令を入力して 当該特定電子計算機を作動させ、その制限されている特定利用をし得る状態にさせる行為

(不正アクセス行為の禁止)

第三条 何人も、不正アクセス行為をしてはならない。

(他人の識別符号を不正に取得する行為の禁止)

第四条 何人も、不正アクセス行為(第二条第四項第一号に該当するものに限る。第六条及び第十二条第二号において同じ。)の用に供する目的で、アクセス制御機能に係る他人の識別符号を取得してはならない。

(不正アクセス行為を助長する行為の禁止)

第五条 何人も、業務その他正当な理由による場合を除いては、アクセス制御機能に係る他人の識別符号を、当該 アクセス制御機能に係るアクセス管理者及び当該識別符号に係る利用権者以外の者に提供してはならない。

(他人の識別符号を不正に保管する行為の禁止)

第六条 何人も、不正アクセス行為の用に供する目的で、不正に取得されたアクセス制御機能に係る他人の識別符号を保管してはならない。

(識別符号の入力を不正に要求する行為の禁止)

第七条 何人も、アクセス制御機能を特定電子計算機に付加したアクセス管理者になりすまし、その他当該アクセス管理者であると誤認させて、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、当該アクセス管理者の承諾を得てする場合は、この限りでない。

- 一 当該アクセス管理者が当該アクセス制御機能に係る識別符号を付された利用権者に対し当該識別符号を特定 電子計算機に入力することを求める旨の情報を、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信(公衆によって直 接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該 当するものを除く。)を利用して公衆が閲覧することができる状態に置く行為
- 二 当該アクセス管理者が当該アクセス制御機能に係る識別符号を付された利用権者に対し当該識別符号を特定 電子計算機に入力することを求める旨の情報を、電子メール(特定電子メールの送信の適正化等に関する法律 (平成十四年法律第二十六号)第二条第一号に規定する電子メールをいう。)により当該利用権者に送信する 行為

(アクセス管理者による防御措置)

第八条 アクセス制御機能を特定電子計算機に付加したアクセス管理者は、当該アクセス制御機能に係る識別符号 又はこれを当該アクセス制御機能により確認するために用いる符号の適正な管理に努めるとともに、常に当該 アクセス制御機能の有効性を検証し、必要があると認めるときは速やかにその機能の高度化その他当該特定電 子計算機を不正アクセス行為から防御するため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。